

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業）補助金実施要綱

（趣旨）

第1条 沖縄県知事は、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業）補助金（以下「補助金」という。）について、令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和4年3月23日付け老発0323第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業者・施設等に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、3（1）アに記載されている介護サービス事業所等とする。

（交付の対象となる事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金交付要綱別表2及び国実施要綱に基づき、介護サービス事業所等が行う「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」とする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用であって、別表の対象となる事業所・施設等に応じ、同表の対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助金の交付限度額は、国実施要綱別添3のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第5条 交付額の算定における基準単価は、国実施要綱別添3に定めるとおりとし、補助金の交付額は事業所・施設ごとに、基準単価（1定員当たりの金額としているものにあつては、基準単価に当該介護サービス事業所等の定員数を乗じて得た額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、国実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」については国実施要綱別添1に、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」については国実施要綱別添2に定める助成の上限額とする。

2 国実施要綱（1）（ア）及び（ウ）の事業所・施設のうち特別な事情により基準単価

を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(交付申請)

- 第6条** 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に係る書類を添えて、別に定める日までに沖縄県知事に提出しなければならない。
- 2 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、国実施要項4（2）イによらず、同一の都道府県等に所在する介護サービス事業所等について、介護サービス事業所毎に申請するものとする。

(交付決定)

- 第7条** 補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

(交付条件)

- 第8条** この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。なお、「軽微な変更」とは、次に掲げる以外の変更をいう。
- ア 交付金額の変更を伴う場合
 - イ 事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとする場合
 - ウ その他知事が必要と認める場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(変更等の申請)

- 第9条** 補助事業者は、前条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は変更承認申請書（様式2）を、事業を中止又は廃止する場合は事業中止（廃止）承認申請書（様式3）を沖縄県知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければ

ばならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により沖縄県知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式4）を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 沖縄県知事は、前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく補助事業の内容変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 沖縄県知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 沖縄県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、沖縄県知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 沖縄県知事は、補助事業者から適正な請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 沖縄県知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく沖縄県知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 沖縄県知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 沖縄県知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 沖縄県知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(暴力団の排除)

第17条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等（役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。